

**那須塩原駅周辺エリアプラットフォーム構築及び公共空間利活用社会実験支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 概要

- (1) 業務名 那須塩原駅周辺エリアプラットフォーム構築及び公共空間利活用社会実験支援業務
- (2) 業務の目的及び内容 別紙仕様書に記載のとおり
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで
- (4) 提案上限額 10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (5) 担当部署及び書類提出先

那須塩原市企画部那須塩原駅周辺整備室 担当：小林

〒325－8501 栃木県那須塩原市共壑社 1 0 8 番地 2

電話：0287－73－5175

e-mail：ekishuuhenseibi@city.nasushiobara.tochigi.jp

2 参加条件

- (1) 参加要件

ア．グループを構成しての参加も可とする。

イ．グループを構成して参加する場合、構成員は日本国内の事業者に限る。

ウ．グループは、すべての構成員を明らかにし、その役割分担を明確にすること。

エ．1 グループの構成員は、他のグループの構成員となることができない。

- (2) 参加者の資格要件

参加者（全ての構成員）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア．地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ．地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。

ウ．那須塩原市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

エ．会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、開始手続の決定後、那須塩原市入札参加資格再認定を受けていること。

オ．役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこ

と。

3 プロポーザルの日程

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) プロポーザル実施の公告 | 令和8年7月21日（火） |
| (2) 質疑書受付期限 | 令和8年7月27日（月） |
| (3) 質疑書回答期限（予定） | 令和8年7月28日（火） |
| (4) 参加申請書提出期限 | 令和8年8月4日（火） |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和8年8月10日（月） |
| (6) 審査（プレゼンテーション） | 令和8年8月17日（月） |
| (7) 審査結果通知（予定） | 令和8年8月20日（木） |

4 参加手続等

- (1) 質疑の受付及び回答

本プロポーザルへの参加に当たり、質疑事項がある場合には質疑書を提出することができる。

ア. 提出期限 令和8年7月27日（月）正午まで（必着）

イ. 提出先 1(5)に同じ

ウ. 提出方法 電子メール

質疑書【様式第4号】を添付し、送付すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は略称でも可とする。

件名：駅周辺エリプラ構築等支援業務：+送信年月日〔yymmdd〕+参加者名称

【例】（株）〇〇が令和8年7月27日に質疑書を送付した場合

駅周辺エリプラ構築等支援業務：260727（株）〇〇

エ. 回答方法

質疑への回答は、市ホームページに質疑及び回答を掲載するとともに、質疑書を提出したもの全員に、回答書を添付した電子メールを送信する。ただし、内容により事業実施の公平性を保てないと判断された質疑に対しては、回答を行わないことがある。

オ. 回答予定日 令和8年7月28日（火）

- (2) 参加申請

本実施要領、仕様書等の内容を確認し、本プロポーザルへの参加を希望するものは、次のとおり必要書類を提出すること。

- ア. 提出期限 令和8年8月4日（火）正午（必着）
- イ. 提出書類
 - ・参加申請書【様式第1号】
 - ・参加資格要件確認書【様式2号】
- ウ. 提出先 1(5)に同じ
- エ. 提出方法 電子メール（提出に当たっての留意事項は、質疑書提出の場合と同じ）
- オ. その他 参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。
ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知する。
- カ. 参加辞退 参加申請後に辞退する場合は、参加辞退届【様式第3号】を企画提案書提出期限までに提出するものとする。提出方法は、参加申請と同様とする。

(3) 企画提案書の提出

- ア. 提出期限 令和8年8月10日（月）16時まで
- イ. 提出書類
 - ① 履行実績等【様式5号】 : 添付書類については可能な限りA4サイズとする。
 - ② 業務実施体制図【様式6号】
 - ③ 企画提案書【様式7号】
 - A) A4版サイズ20ページ以内とし、ページ番号を付すこと。
 - B) 提案書には以下を含めること。
 - 1. 業務理解・課題認識
 - 2. 業務実施方針
 - 3. エリアプラットフォーム構築の進め方
 - 4. コア人材発掘・関係者巻き込みの方法
 - 5. ワークショップ・勉強会の企画運営
 - 6. 公共空間利活用社会実験の企画
 - 7. 効果検証と基本設計等への接続方法
 - ④ 見積書及び内訳書【任意様式】
 - A) 契約希望金額の総額（消費税等を含んだ金額）を記載すること。
 - B) 見積金額には、仕様書において市が負担する旨特に定めた事項を除き、業務の履行に当たって必要な一切の費用が含まれるものとする。
- ウ. 提出先 1(5)に同じ

- エ. 提出方法 電子メール（提出に当たっての留意事項は、質疑書提出の場合と同じ）
オ. 留意事項 提出後の差し替えは認めない

6 評価方法等

- (1) 評価基準 別表「評価基準」のとおり

- (2) 評価方法

ア. 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点が高い者を契約候補者として選定する。

イ. 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ. 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

エ. 参加申請者が4者以上のときは、事前に「業務実施体制」及び「履行実績」の合計で評価する能力評価による1次選考を行い、その評価点が上位の3者において提案評価及び価格評価による2次選考を行う。なお、その場合の1次選考の結果は、次に引き継ぐものとする。

オ. 1次選考の結果は、令和8年8月12日（水）までに電子メールにより通知する。

- (3) 提案評価（プレゼンテーション）

ア. 開催日 令和8年8月17日（月）を予定

提案者毎のプレゼンテーション時間帯等は、別途通知する。

イ. 時間 提案者毎の時間は、30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

ウ. 参加人数 参加人数は、3人以内とする。なお、本業務を履行する上での主担当者は必ず出席すること。

エ. 注意事項

- ① 発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。
- ② プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。
- ③ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。
- ④ プレゼンテーションに当たり、市が用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、提案者が当日持参すること。
- ⑤ プレゼンテーションは非公開とする。

- ⑥ プレゼンテーションは匿名で審査するため、資料への社名等の記載や発言、服装等に充分注意すること。

(4) 評価結果

- ア. 評価結果は、令和8年8月20日（木）までに通知する。同日までに通知できない場合には、プレゼンテーション参加者全てに別途連絡する。
- イ. 契約候補者及び次点者に特定された者に対しては、評価点を含めた結果を、それらに特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を通知する。
- ウ. 評価結果は、後日、市ホームページ上で公表する。なお、社名を公表するのは契約候補者のみとする。
- エ. 選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

7 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う。ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

8 留意事項

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「2 参加条件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議、不服の申立ては、一切認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (8) 提出された資料は、那須塩原市情報公開条例（平成20年9月29日那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となる場合がある。